2026 年 10 月 1 日

重要事項説明書（ガス）　＜大阪ガスエリア＞

TG オクトパスエナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木 1-4-5 アークヒルズサウスタワー18F

本書面は、お客さまが TG オクトパスエナジー株式会社（以下「当社」）にガス需給契約を申し込み頂くにあたり、お客さまと当社とのガス需給契約に関する重要な事項および注意が必要な事項を説明するものです。これに関連する、ガス需給取次基本約款、個別約款、サービスや料金の詳細は、当社ウェブサイト（https://octopusenergy.co.jp/terms-gas ）に掲載していますので、本書と併せまして、必ずご確認下さい。

■ガスの提供について

・当社は、大阪ガス株式会社（以下、「大阪ガス」）（ガス小売事業者登録番号：A0024、所在地：大阪府大阪市中央区平野町四丁目１番２号）との取次委託契約に基づき、大阪ガスの取次店として、大阪ガスが供給するガスを販売致します。
・各契約種別に関する適用条件、料金、設置確認、解約その他詳細は、当社が定める「ガス需給取次基本約款」及び「個別約款」（以下、「約款」）、一般ガス導管業者（本書面では大阪ガスネットワーク株式会社をいいます）が別途定める託送供給約款、ガス工事約款に定める通りです。

■お申し込みについて

・本契約は、当社ウェブサイトによりお客さまからのお申し込み（別途「お申込み内容の確認」フォームの「媒介事業者について」において記載されている事業者（住宅販売会社、賃貸仲介・管理会社等）を介したお申し込みを含む）を受け、当社がこれを承諾した場合に成立し、お客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、本契約は継続します。
・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、他の事業者への解約連絡については当社から大阪ガスを介して一般ガス導管事業者へ連携して、一般ガス導管事業者が代行して行います。当社サービス開始とともに現在お客さまが契約されている他の事業者とのガスの契約は解約されます。
・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、ご使用のガス機器や条件によってはガス料金が高くなる場合や、付随するサービス提供を受けられなくなる場合があります。また、他の事業者が提供する料金メニューや割引制度、サービス等への再契約ができなくなる場合があります。他の事業者との契約内容をご確認ください。
・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。他の事業者との契約内容をご確認ください。
・お客さまの都合により当社へのガスの切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによるガスの使用開始希望日より前に当社にその旨を申し出ていただく必要があります。
・法令、お客さまと当社のこれまでの契約状況、お申し込み内容の不備、当社の設定する与信基準等により、お客さまのお申し込みを承諾できないことがあります。

■ガスの供給開始予定日

・新たにガスの使用を開始する場合は、原則として、ガスの使用開始を希望する日を供給開始予定日とします。
・他の事業者からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、原則として、一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等所定のお手続きが完了した日以降に到来する最初の定例検針日の翌日を供給開始予定日とします。

■供給圧力や熱量など

・当社は、次に規定する圧力、燃焼性および熱量のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、本説明書記載の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
　＜供給圧力＞　最高圧力：2.5 kPa、最低圧力：1.0 kPa
　＜ガスグループ＞　13A
　＜供給熱量＞　標準熱量：45 MJ、最低熱量：44 MJ

■ガスご使用量の計量やガス料金の計算方法など

・前回の検針日（一般ガス導管事業者があらかじめ定めた毎月 1 度の検針を行う日）の翌日から今回の検針日までの期間を１か月（以下、「料金算定期間」）とし、その間のガスご使用量（一般ガス導管事業者が計量した値）に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。ガス料金の詳細は本説明書の「ガス料金の算定方法のご案内」および約款（https://octopusenergy.co.jp/terms-gas）をご参照下さい。
・ガス料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。なお、割引がある場合は、その合計額から割引額を差し引きます。
・新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となる場合や定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。
・ガス料金の請求は、ガスの検針日以降、当社にて請求が可能となった日以降すみやかに行います。また、その請求額を当社ウェブサイトのお客さま専用ページ（マイページ）にて掲載または電子メール等で通知することで、請求いたします。
・ガス料金は、複数月まとめて請求することがあります。

■ガス料金のお支払い方法

・お支払い方法は、口座振替、クレジットカード払い、もしくはコンビニエンスストア払いでお支払いいただきます。コンビニエンスストア払いは、当社から通知する支払い番号等を使用して、当社が指定したコンビニエンスストア等でお支払いいただく方法で、払込書は郵送いたしません。
・ガス料金の請求日にお支払い方法としてコンビニエンスストア払いの方法が設定されている場合、当該ガス料金とあわせてコンビニエンスストア払い手数料として 220 円（税込）をお支払いいただきます。

■その他供給に関わる費用

・ガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまよりガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にガス工事をお申し込みいただきます。この場合、当該ガス工事にかかる費用はお客さま負担となり、一般ガス導管事業者に対し、直接お支払いいただきます。
・ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ガスメーターは除く）、ならびにお客さまのために設置されるガス遮断装置および整圧器（以下、それらを総称して「ガス設備」）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただきます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、ガス設備について工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
・お客さまのガス使用またはガス工事の申込みに伴い、本支管および整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)について延長工事または入れ替え工事を行う場合、ガス工事約款に定める差額が生じるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものをお客さまにご負担していただきます。支払方法等詳細については、ガス工事約款（https://network.osakagas.co.jp/procedures/pdf/gaskoujiyakkan.pdf）をご参照ください。

2026 年 10 月 1 日

■ガスの供給および保安に関するお客さまへのご協力のお願い

・ガスの供給にあたり、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款に規定された以下の事項にご協力いただきます。詳しくは、託送供給約款（https://network.osakagas.co.jp/procedures/pdf/kouri_takuso.pdf）をご参照ください。
・お客さまは、大阪ガスあるいは一般ガス導管事業者がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。
・大阪ガスおよび一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
・大阪ガスおよび一般ガス導管事業者は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
・ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
・ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに大阪ガスあるいは一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
・ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
・お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。

■供給または使用の制限等

・大阪ガスあるいは一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給上必要な場合等には、ガスの供給を制限もしくは中止をし、またはお客さまにご使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

■供給施設の保安責任

・ガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設（内管およびガス栓等）についてはお客さまの責任において管理していただきます。
・一般ガス導管事業者は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

■当社からの契約の変更および解約

・大阪ガスの料金が改定された場合や、託送供給約款や関係法令等の改正および社会的経済的な影響等、当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めに従い、約款を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付、その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
・約款を変更する場合（次項目に規定する場合を除く）において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法、電子メールの送信またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
・約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わないもの）において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、これを行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
・お客さまと当社のこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
・その他、支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが本契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
・お客さまが移転しガスを使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を解約することがあります。
・当社から本契約を解約する場合、電磁的方法等でその旨をお客さまにお知らせします。

■お客さまからの解約・変更の方法

・他の事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の事業者へお申し込みください。
・お引越し等、上記以外の理由による解約を希望される場合は、解約希望日の前日から起算して 5 営業日前までに当社にお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。なお、事前にお申し出を頂いていない場合であって、当社との契約終了のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生したガス料金はお客さま負担となる場合がございます。
・契約内容の変更については、当社へご連絡ください。

■オプションサービスの提供

・大阪ガスは当社のお客さまに対し、大阪ガスまたは大阪ガスが委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスをご利用される場合には、大阪ガスが別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容（適用条件・適用期間等）については、その変更や中止なども含めて大阪ガスのホームページ等でお知らせしますので、大阪ガスへお問い合わせください。

■その他

・不払い等により契約解除となったお客さまにつきましては、契約締結をお断りする場合があります。
・お客さまの都合により契約解除された後、解約後 1 年未満のお客さまに対して、契約締結をお断りする場合があります。
・契約形態に不審な点がある場合、当社からお客さま情報を確認させて頂くこと、また契約締結をお断り又解除させて頂く場合があります。
・その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。
・約款・サービス内容・キャンペーン情報等は変更されることがあります。最新情報は当社ウェブサイト等でご確認ください。
・本説明に記載のない事項については、約款、託送供給約款およびガス工事約款をご確認ください。

■個人情報の取り扱いについて

・当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業（エネルギーの調達を含む）、及びこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせのために利用いたします。また、取得した閲覧

履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告配信等のために利用いたします。その他個人情報の取り扱いについては、当社ウェブサイトの「個人情報の取り扱いについて」（https://octopusenergy.co.jp/privacy）をご確認ください。

■契約の申込の撤回又は解除

・当社へのお申込みを行って本契約が成立し、ガスの供給が開始した後は、お客さま都合によるお申込みの撤回又はキャンセルはできません。

■お問い合わせ先

- 当社お問い合わせ先：カスタマーサービスチーム
  電話：0800-080-7927
  メールアドレス　hello@octopusenergy.co.jp
  受付時間：月～木（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
  金（祝日、年末年始を除く）9:00～16:00
- ガス小売事業者：大阪ガスグッドライフコール　電話番号　0120－000－555
  受付時間　全日 9 時～19 時
  ※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

2026 年 10 月 1 日

「ガス料金の算定方法のご案内」

・ガス料金（税込、1 円未満切捨て）＝　基本料金　＋　従量料金（単位料金×ガス使用量）

・従量料金は、基準単位料金又は規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。ガス料金の料金表は、以下の通りといたします。

【一般料金　料金表】

項目料金表	ガス使用量		基本料金 (税込)	基準単位料金 (税込)	調整単位料金 (税込)
			円/月	円/ m^3	円/ m^3
料金表 A	$0m^3$ から	$20m^3$ まで	759.00	174.81	基準単位料金をもとに別途定める規定により算定
料金表 B	$20m^3$ をこえて	$50m^3$ まで	1,364.81	144.52	
料金表 C	$50m^3$ をこえて	$100m^3$ まで	1,635.74	139.10	
料金表 D	$100m^3$ をこえて	$200m^3$ まで	2,074.72	134.71	
料金表 E	$200m^3$ をこえて	$350m^3$ まで	3,506.75	127.55	
料金表 F	$350m^3$ をこえて	$500m^3$ まで	3,834.72	126.62	
料金表 G	$500m^3$ をこえて	$1,000m^3$ まで	6,981.94	120.32	
料金表 H	$1,000m^3$ をこえる場合		7,307.87	120.00	

【一般料金 S　料金表】

項目料金表	ガス使用量		基本料金 (税込)	基準単位料金 (税込)	調整単位料金 (税込)
			円/月	円/ m^3	円/ m^3
料金表 A	$0m^3$ から	$20m^3$ まで	1,335.00	148.00	基準単位料金をもとに別途定める規定により算定
料金表 B	$20m^3$ をこえて	$50m^3$ まで	1,415.00	144.00	
料金表 C	$50m^3$ をこえて	$100m^3$ まで	1,680.00	138.70	
料金表 D	$100m^3$ をこえて	$200m^3$ まで	2,129.00	134.21	
料金表 E	$200m^3$ をこえて	$350m^3$ まで	3,561.00	127.05	
料金表 F	$350m^3$ をこえて	$500m^3$ まで	3,886.50	126.12	
料金表 G	$500m^3$ をこえて	$1,000m^3$ まで	7,036.50	119.82	
料金表 H	$1,000m^3$ をこえる場合		7,356.50	119.50	

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／ 100 円×（１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／ 100 円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

６４，０９０円

② 平均原料価格（トン当たり）

(3)に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が１７７，８６０円以上となった場合は、１７７，８６０円といたします。

（算　式）

平均原料価格＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４７６＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０５６９

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月 28 日（うるう年は２月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が 10 月１日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が 11 月１日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が 12 月１日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

〔算　式〕

$$MCP=\Sigma(Si\,fi\,Ai)\ /\ \Sigma(fi\,Ai)\times(1-K)$$

ＭＣＰは、燃焼速度

Ｓｉは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

ｆｉは、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

Ａｉは、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

Ｋは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K=\frac{\Sigma Ai}{\Sigma(\alpha i\,Ai)}\left\{\frac{2.5CO_2+N_2-3.77O_2}{100-4.77O_2}+\left[\frac{N_2-3.77O_2}{100-4.77O_2}\right]^2\right\}$$

αｉは、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水　素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
Ｓｉ	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
ｆｉ	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
αｉ	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2)「ウォッベ指数」とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の計算式によって得られる指数をいいます。

〔算　式〕

$$WI=H/\sqrt{a}$$

［ＷＩ＝ウォッベ指数　ａ＝ガスの空気に対する比重
Ｈ＝単位あたりのガスの熱量］

(3) 燃焼性の類別は、ウォッベ指数、燃焼速度により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数（ＷＩ）		燃焼速度（ＭＣＰ）	
		最　小　値	最　大　値	最　小　値	最　大　値
13A	13A	52.7	57.8	35	47